

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 愛媛厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成 21 年 3 月 31 日に支給された賞与について、標準賞与額 49 万 3,000 円に基づく船員としての厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を 49 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年 3 月 31 日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された平成 21 年 3 月の賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する賞与額（52 万円）が支給されていたことが確認できるものの、標準賞与額（49 万 3,000 円）に見合う船員としての厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、49 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の賞与に係る保険料を源泉控除していたにもかかわらず、船員保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛媛国民年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から60年9月まで

昭和51年1月の結婚を契機に、夫が集金人に夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、夫の保険料のみ納付となっており、私の保険料が未納となっている。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者諸記録票によると、当該記録票が昭和60年10月31日に調製されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月頃に払い出され、45年\*月\*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるが、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち51年1月から58年6月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であったと推認される上、申立人に当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和51年1月の結婚を契機に、夫が集金人に夫婦の国民年金保険料を納付していた。」旨主張し、申立人の夫は、「毎月、集金人に納付していたので、まとめて納付したことはなく、金融機関等で納付したこともない。」旨供述しているところ、前述の申立人に係る国民年金被保険者諸記録票の昭和60年度の検認欄には、「61年2月20日電話 60.9月以前の年金保険料を納付依頼するが期待薄。」と申立人が居住する市の当時の担当者による手書きのメモが記載されており、昭和61年2月時点で、60年9月以前の保険料について納付していなかったことがうかがわれる上、当該記

録票によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される同年10月からの保険料が現年度納付されていることが確認できることから、当該手帳記号番号が払い出された同月以降に、申立期間直後の期間から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫から聴取しても、国民年金の加入及び保険料の納付等について記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 1008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から40年7月31日まで

年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和41年7月5日にA法人B診療所を退職後、失業保険の給付を受けたが、当該事業所のみ勤務期間では当該保険の給付日数は90日となるはずであるところ、180日分の失業保険の給付を受けた。このことは、申立期間当時にも当該事業所に勤務し、雇用保険に加入していたことを示すものであり、併せて厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和40年12月1日から41年7月5日までの期間及び44年11月1日から45年3月1日までの期間、A法人B診療所（昭和39年4月1日にA法人に名記変）で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、A法人から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）」で確認できる資格取得日及び喪失日は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者期間と一致している上、当該事業所は、上記通知書（写）以外に申立人に係る厚生年金保険の届出資料は無い旨説明している。

また、申立人は、「A法人B診療所の産婦人科に配属された時に、当該産婦人科に女性医師が来た。」と主張しているところ、申立人が申立期間当時にA法人B診療所の産婦人科に来たと主張する女性医師は、申立人が初めて

当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる昭和40年12月1日に当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該女性医師は、申立期間当時、A法人の別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張する当該事業所に勤務していた看護師、技師等のうち聴取することができた6人（いずれも申立人が1回目の被保険者資格を取得した昭和40年12月以前に被保険者資格を喪失している。）から、当該期間に申立人が勤務していたことについて証言を得ることができない。

さらに、申立人のA法人B診療所における雇用保険の加入記録は、上記被保険者名簿及びオンライン記録と一致しているところ、申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できず、申立人が受給した失業保険の給付日数が180日となる根拠について確認することはできない。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。